

「株式等振替決済口座管理約款」の一部改正について

平成 29 年 8 月 17 日
(下線部変更)

新	旧
<p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 24 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、<u>株式分配</u>、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います</p> <p>附則 この約款は、平成 29 年 8 月 17 日より改定させていただきます。</p>	<p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 24 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います</p>